

本年度からの変更点があります

★ 復興特別所得税について

本年度より平成49年度までの期間において、東日本大震災からの復興にかかる財源として、復興特別所得税が課税され、所得税と合わせて申告・納付することが義務づけられました。

税率は「各年分の基準所得税額（所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額）に2.1%の税率を乗じた額」を申告してください。

★ 記帳・帳簿書類の保存制度について

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。

① 対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

② 記帳する内容

仕入れや経費、売上げなどの収入に関する事項（取引年月日、売先、仕入先、金額、相手方の名称、日々の売上げ、経費の金額等）
※記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

③ 保存が必要な書類

保存が必要な書類は、

- 収入金額や必要経費を記載した帳簿
 - 取引時に作成した帳簿
 - 請求書・領収書
- など

各地区の申告会場は次のページです

